

施設予約の制限の適用要件等の見直しについて

施設利用者が、公の施設を利用するに当たり、利用の機会や利用者の公平性を確保するため、利用予定日6日前以降の直前にキャンセルし、又は無断でキャンセルした場合に、新規予約の制限（以下「予約制限」といいます。）※を適用しています。

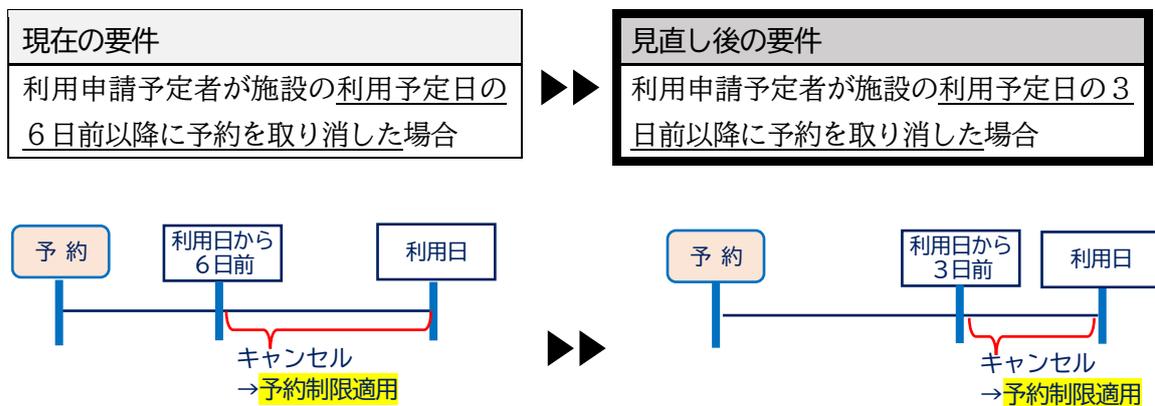
施設利用者がより施設を利用しやすい環境を実現するため、予約制限を適用する要件等を見直します。

※直前キャンセルの場合は30日間の新規予約の制限、無断キャンセルの場合は60日間の新規予約の制限

1 見直しの内容

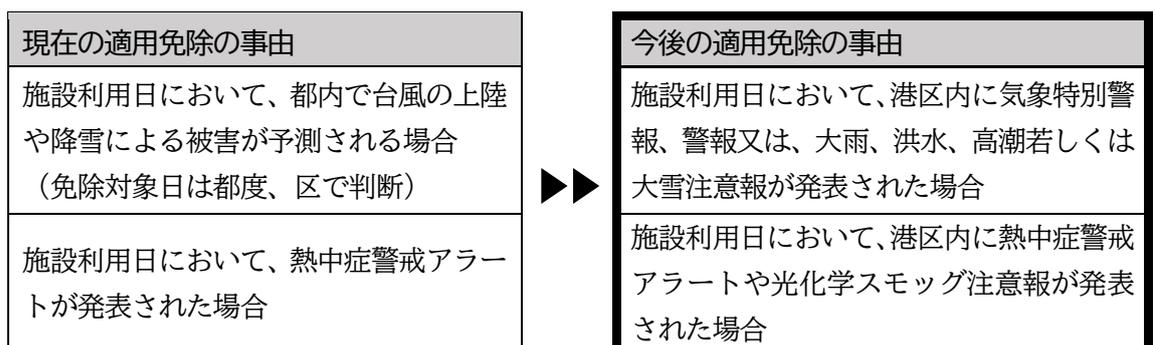
(1) 予約制限を適用するキャンセル日の要件見直し

利用者自身が、より直近の状況を基に施設利用の有無の判断ができるよう、予約制限を適用するキャンセル日の要件を、これまでの「利用予定日6日前以降」から「利用予定日3日前以降」に見直します。



(2) 予約制限の適用を免除する事由の明確化

利用者の生命・身体の安全を確保するため、台風や降雪に限らない様々な悪天候に適用でき、公平な基準となるよう、適用の免除事由を次のとおり明確化します。



2 適用日

令和7年6月1日（日）以降のキャンセルから適用

3 対象施設

施設予約システムを導入している区有施設

4 周知方法

広報みなと（5月15日号）、区ホームページ、施設予約システム、各施設内へのチラシ掲示などで、周知を行います。